

## 2018年12月 商品改定のお知らせ

当社では、お客さまのより一層の利便性向上を目的として、2018年12月3日に賃貸住宅入居者用の入居者総合安心保険プラスⅢ(ペットネーム:安心保険プラスⅢスーパー)の商品改定をおこなっておりますのでご案内いたします。

(注)下記(2)につきましては、他の家財保険商品も改定の対象となります。

### (1)「保険料クレジットカード払(月払)」の新設

#### ① 対象契約

「保険料クレジットカード払(月払)」は、入居者総合安心保険プラスⅢ(安心保険プラスⅢスーパー)について、お客さまが「マイページ」にアクセスされてご契約いただく申込方式の場合にのみご利用いただけます。

#### ② 保険料

「保険料クレジットカード払(月払)」の保険料は、以下のとおりです。(単位:円)

コース	A	B	C	D	E	S
月払保険料	1,000	1,100	1,200	1,300	1,400	900

#### ③ その他

ご利用可能なクレジットカードは、VISA、MasterCard、JCB、AMEX、Diners のいずれかのブランドマークが付いたカードとなります。ただし、契約者本人または親族名義のカードに限ります。また、法人カードはご利用いただけません。

### (2)シェアハウス等に関する補償の明確化

#### ① 明確化した内容

入居物件が「シェアハウス等」<sup>(注)</sup>に該当する場合、借家人賠償責任保険について、被保険者以外の賃借人の専用使用部分を除き、その共同で使用または管理する台所、便所、浴室、洗面所、洗濯室、居間および食堂を入居物件に含めて取り扱うよう明確化しました。

(注)被保険者を含めた複数の賃借人がそれぞれ明確な専用使用部分を有し、その専用使用部分以外の台所、便所、浴室等を正当な権利に基づき共同で使用または管理する形態の物件をいいます。

#### ② 対象契約

入居者総合安心保険プラスⅢ(安心保険プラスⅢスーパー)が対象となります。

※2018年12月3日以降発生事故より、入居者総合安心保険プラスⅡ(安心保険プラスⅡスーパー)、入居者総合安心保険プラス(安心保険プラス・スーパー)を含む既存契約についても同様に取り扱いとなります。

このお知らせは、商品改定の概要をご案内したものです。ご契約にあたっては、必ず各商品の「パンフレット」、「重要事項説明書(契約概要・注意喚起情報)」および「約款・特約」をご覧ください。

ご不明な点がございましたら、取扱代理店または当社(下記)にお問い合わせください。

《本件に関するお問い合わせ先》  
お客さま相談窓口 0120-329-431  
(土・日・祝日、年末年始の休業日を除く 9:00~18:00)